

議案第 56 号

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を  
別紙のように制定する。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)等の施行により、定年の引上げ及びこれに伴う諸制度の実施並びに給料・退職手当に関する所要の規定整備を行うほか、高齢者部分休業制度を実施するため、この条例を制定しようとするものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

(職員 の 定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員 の 定年等に関する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のよう  
に改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条―第 4 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 5 条・第 6 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 7 条・第 8 条)

第 5 章 高齢者部分休業制度(第 9 条―第 11 条)

第 6 章 雑則(第 12 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「)第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。)第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 26 条の 3 第 1 項及び同条第 2 項において準用する法第 26 条の 2 第 4 項、第 28 条の 2 第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

本則に次の 4 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢)

第 5 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 6 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第 9 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職(以下「管理監督職」という。)以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職員への降任等を行う場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

#### 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 7 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職をする場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を

採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

(地方公共団体の組合の定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 8 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、地方公共団体の組合であって、本市が他の地方公共団体とともに組織するものの年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第 5 章 高齢者部分休業制度

(高齢者部分休業)

第 9 条 法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、規則で定める時間を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、第 3 条に規定する定年から 5 年を減じた年齢とする。

3 法第 26 条の 3 第 1 項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の 4 月 1 日以後の日とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 10 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 11 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、第 9 条第 1 項で定める範囲内で当該休業時間の延長を承認することができる。

#### 第 6 章 雑則

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 3 項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 次の表の左欄に掲げる期間における第 3 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

(高齢者部分休業に関する経過措置)

- 4 次の表の左欄に掲げる期間における第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「第 3 条に規定する定年から 5 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	附則第 3 項の規定により読み替えられた第 3 条に規定する定年から 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	附則第 3 項の規定により読み替えられた第 3 条に規定する定年から 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	附則第 3 項の規定により読み替えられた第 3 条に規定する定年から 3 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	附則第 3 項の規定により読み替えられた第 3 条に規定する定年から 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度(以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適

用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「、「2 号給」を「2 号給」と、60 歳を超える職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「零」に改め、同条第 9 項を次のように改める。

9 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、別表第 1 に定める定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該職員の職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 5 条第 10 項を削る。

第 11 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 9 条」を「第 5 条第 2 項から第 8 項まで、第 9 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条中「再任用短時間勤務職員にあつては、法第 28 条の 4 第 1 項に規定する常勤の再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員にあつては、常勤と仮定した場合」に改める。

第 21 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法第 26 条の 3 第 1 項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定す

る勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

附則に次の 7 項を加える。

(60 歳を超える職員の給与の特例)

- 24 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 26 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。
- 25 前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。
- 26 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 28 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 24 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 26 項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 29 附則第 26 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 24 項の規

定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2中

「

5級	課長補佐級	1 主幹の職務
		2 園長代理の職務
6級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長の職務
7級	課長級	1 参事の職務
		2 課長の職務
		3 副理事の職務
		4 特に高度の知識又は経験を有する園長の職務

」を

「

5級	課長補佐級	主幹の職務
6級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長補佐の職務
		3 園長代理の職務
7級	課長級	1 参事の職務
		2 課長の職務
		3 副理事の職務
		4 園長の職務

」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第7条第4項中「その月数)」の次に「及び同法第26条の3の規定による高齢者部分休業をした期間があるときは、その期間の2分の1に相当する期間」を加える。

第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号並びに第17条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第5項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第17項まで」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則に次の6項を加える。

(60歳を超える職員の退職手当の特例)

12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 15 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「60歳」とする。
- 16 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの(60歳を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは、「0月」とする。
- 17 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例第3条」を「職員の退職手当に関する条例第3条」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第12項若しくは第13項」を、「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第17項まで」を加える。

附則第3項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第6項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下「給料等の額」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 45 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第 16 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」)」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」)」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 8 条 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年羽曳野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 11 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」に改める。

第 12 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 9 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加え、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

(羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 10 条 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 11 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第 15 条の 2 第 2 項中「勤務しないことをいう。)」の次に「若しくは高齢者部分休業(当該職員が当該職員の定年から 5 年を超えない範囲内で減じた年齢に達した日以後の日から定年退職の日までの間において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)」を加える。

第 18 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第 12 条 職員の再任用に関する条例(平成 13 年羽曳野市条例第 7 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、年齢 60 年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 2 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用又はこの項若しくは次項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用(以下「暫定再任用」という。)をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、第 1 条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第 3 条に規定する定年(以下「新定年」という。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第 7 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第 8 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用をされた職員(以下「暫定再任用職員」という。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

(組合における定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 3 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、地方公共団体の組合であって、本市が他の地方公共団体とともに組織するもの(以下「組合」という。)における同条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、年齢 60 年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合に

おける同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(定年退職者等の再任用短時間勤務に関する経過措置)

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(新定年条例第7条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、新定年に達している者(新定年条例第8条の規定により短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

(組合における定年退職者等の再任用短時間勤務に関する経過措置)

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、新定年に達している者(新定年条例第8条の規定により短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実

續その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第6条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える短時間勤務の職(以下「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第7条に規定する年齢60年以上退職者となった者のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年に達している者を、新定年条例第7条又は第8条第1項の規定により採用することはできず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第7条又は第8条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年に達している定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認の対象となる職員)

第7条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第24項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(改正後の一般職の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第9条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務

の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 11 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 17 条第 3 項及び第 18 条の 2 の規定を適用する。
- 5 新給与条例第 18 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 6 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで、第 9 条並びに第 10 条の 2 並びに新給与条例第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の職員の退職手当に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 第 10 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 3 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項の規定を適用する。

(改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 第 11 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 6 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条の規定を適用する。

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第5条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項、第3条、第4条第2項及び第13条第1項第1号の規定を適用する。

(改正後の羽曳野市職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の羽曳野市職員の育児休業等に関する条例第11条及び第12条第1項の規定を適用する。

(改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。))を除く。」とする。

(改正後の羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員とみなして、第10条の規定による改正後の羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定を適用する。

(改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第16条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条第2項の規定を適

用する。

- 2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(委任)

第 17 条 附則第 8 条から第 15 条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が定める。

- 2 前条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。)が定める。

新旧対照表

新	旧
<p><u>第1条関係</u> 職員の定年等に関する条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 定年制度(第2条-第4条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第5条・第6条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第7条・第8条)</u> <u>第5章 高齢者部分休業制度(第9条-第11条)</u> <u>第6章 雑則(第12条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第26条の3第1項及び同条第2項において準用する法第26条の2第4項、第28条の2第2項及び第4項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u> 第2条 省略 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p><u>第1条関係</u> 職員の定年等に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例) 第4条 <u>任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> (1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> (2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条</u></p>

件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第5条 省略

第4条 省略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢)

第5条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第6条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしよ

うとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職(以下「管理監督職」という。)以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職員への降任等をする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

#### 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 7 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職をする場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職(以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

(地方公共団体の組合の定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 8 条 任命権者は、前条本文の規定によるほ

か、地方公共団体の組合であつて、本市が他の地方公共団体とともに組織するものの年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 高齢者部分休業制度

##### (高齢者部分休業)

第9条 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、規則で定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、第3条に規定する定年から5年を減じた年齢とする。

3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後の日とする。

##### (承認の取消し又は休業時間の短縮)

第10条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

##### (休業時間の延長)

第11条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、第9条第1項で定める範囲内で当該休業時間の延長を承認することができる。

#### 第6章 雑則

##### (委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則

1・2 省略  
(定年に関する経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(高齢者部分休業に関する経過措置)

4 次の表の左欄に掲げる期間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「第3条に規定する定年から5年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	附則第3項の規定により読み替えられた第3条に規定する定年から1年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	附則第3項の規定により読み替えられた第3条に規定する定年から2年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	附則第3項の規定により読み替えられた第3条に規定する定年から3年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	附則第3項の規定により読み替えられた第3条に規定する定年から4年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行

1・2 省略

うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 第 2 条関係

一般職の職員の給与に関する条例

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第 5 条 1～5 省略

6 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」と、60 歳を超える職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「零」とする。

7・8 省略

9 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、別表第 1 に定める定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該職員の職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 5 条の 2～第 10 条の 2 省略

(通勤手当)

第 11 条 1 省略

#### 第 2 条関係

一般職の職員の給与に関する条例

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第 5 条 1～5 省略

6 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。

7・8 省略

9 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、別表第 1 に定める給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 5 条の 2～第 10 条の 2 省略

(通勤手当)

第 11 条 1 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(3) 省略

3～6 省略

第12条 省略

(超過勤務手当)

第13条 1 省略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4～6 省略

第14条～第16条の2 省略

(期末手当)

第17条 1・2 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(1)～(3) 省略

3～6 省略

第12条 省略

(超過勤務手当)

第13条 1 省略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4～6 省略

第14条～第16条の2 省略

(期末手当)

第17条 1・2 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 67.5」とする。

4～6 省略

第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略  
(勤勉手当)

第 18 条 1 省略

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～5 省略  
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第 18 条の 2 第 5 条第 2 項から第 8 項まで、第 9 条及び第 10 条の 2 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第 19 条 省略  
第 4 章 補則  
(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 20 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、常勤と仮定した場合の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して市長が定める額)とする。  
(給与の減額)

第 21 条 1～6 省略

7 法第 26 条の 3 第 1 項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

4～6 省略

第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略  
(勤勉手当)

第 18 条 1 省略

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に、100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～5 省略  
(再任用職員についての適用除外)

第 18 条の 2 第 9 条及び第 10 条の 2 の規定は、再任用職員には適用しない。

第 19 条 省略  
第 4 章 補則  
(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 20 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額(再任用短時間勤務職員にあつては、法第 28 条の 4 第 1 項に規定する常勤の再任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して市長が定める額)とする。  
(給与の減額)

第 21 条 1～6 省略

第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

8 省略

第 22 条～第 27 条 省略

附 則

1～23 省略

(60 歳を超える職員の給与の特例)

24 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 26 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。

25 前項の規定は、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

26 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 28 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 1 項の規定により

7 省略

第 22 条～第 27 条 省略

附 則

1～23 省略

当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 24 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 26 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第 26 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 24 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 24 項から前項までに定めるもののほか、附則第 24 項の規定による給料月額、附則第 26 項の規定による給料その他附則第 24 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1(第 3 条関係)  
(給料表)

職員区分	省略
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	
定年前再任用短時間勤務職員	

別表第 2(第 4 条関係)  
級別基準職務表

職務の級	職級	基準となる職務
省略		
5 級	課長補佐級	主幹の職務
6 級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長補佐の職務
		3 園長代理の職務
7 級	課長級	1 参事の職務

別表第 1(第 3 条関係)  
(給料表)

職員区分	省略
再任用職員以外の職員	
再任用職員	

別表第 2(第 4 条関係)  
級別基準職務表

職務の級	職級	基準となる職務
省略		
5 級	課長補佐級	1 主幹の職務
		2 園長代理の職務
6 級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長の職務
7 級	課長級	1 参事の職務

	2 課長の職務
	3 副理事の職務
	4 園長の職務
省略	

### 第3条関係

#### 職員の退職手当に関する条例

(退職手当の支給対象となる職員)

第1条の2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者(同条例第5条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。)、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。

第2条～第3条 省略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡に

	2 課長の職務
	3 副理事の職務
	4 特に高度の知識又は経験を有する園長の職務
省略	

### 第3条関係

#### 職員の退職手当に関する条例

(退職手当の支給対象となる職員)

第1条の2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者(同条例第5条第9項に規定する再任用職員を除く。)、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。

第2条～第3条 省略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡に

より退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、1 年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 省略

## 2 省略

### 第 5 条の 2 省略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 3 第 5 条第 1 項に規定する者(25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

### 第 5 条の 4～第 6 条の 5 省略

(勤続期間の計算)

### 第 7 条 1～3 省略

4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あつたときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由、同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する休業を除く。)による事由、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業による事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)及び同法第 26 条の 3 の規定による高齢

より退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、1 年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 省略

## 2 省略

### 第 5 条の 2 省略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 3 第 5 条第 1 項に規定する者(25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

### 第 5 条の 4～第 6 条の 5 省略

(勤続期間の計算)

### 第 7 条 1～3 省略

4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あつたときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由、同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する休業を除く。)による事由、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業による事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前 3 項の規定により計算した在職期間

者部分休業をした期間があるときは、その期間の2分の1に相当する期間を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)については、その月数の3分の1に相当する月数を除算する。

5～9 省略

第8条～第13条 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職し

から除算する。ただし、育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)については、その月数の3分の1に相当する月数を除算する。

5～9 省略

第8条～第13条 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職し

た者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

第 16 条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 1～4 省略

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職

た者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

第 16 条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 1～4 省略

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の

手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

第 18 条～第 20 条 省略

#### 附 則

1～4 省略

5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 12 項から第 17 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 5 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。

6 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 3 項又は第 5 項の規定に該当する者を除く。)で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 及び附則第 14 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 6 項の規定に該当する者を除く。)で第 5 条又は附則第 13 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。

8～11 省略

(60 歳を超える職員の退職手当の特例)

12 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 12

全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

第 18 条～第 20 条 省略

#### 附 則

1～4 省略

5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 5 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。

6 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 3 項又は第 5 項の規定に該当する者を除く。)で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者(昭和 59 年改正条例附則第 6 項の規定に該当する者を除く。)で第 5 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。

8～11 省略

項」とする。

13 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「第 5 条又は附則第 13 項」とする。

14 一般職の職員の給与に関する条例附則第 24 項の規定による職員の給料月額の変改は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

15 当分の間、25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「定年」とあるのは、「60 歳」とする。

16 当分の間、25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの(60 歳を超える者に限る。)に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 中「6 月」とあるのは、「0 月」とする。

17 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者(25 年以上勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))及び法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第 5 条の 3 の規定の適用については、同条中「15 年」とあるのは「10 年」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60 歳」とする。

#### 第 4 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 第 4 条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

附 則

1 省略

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第12項若しくは第13項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び附則第12項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

3 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は職員の退職手当に関する条例第5条の2及び附則第14項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4・5 省略

6 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第13項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

以下省略

**第5条関係**

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(減給の効果)

附 則

1 省略

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

3 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4・5 省略

6 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

以下省略

**第5条関係**

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第8条に規定する報酬の額。以下「給料等の額」という。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

2 省略  
以下省略

第6条関係

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

(臨時職員等の給与)

第16条 臨時的に任用された者及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)の給与については、前各条の規定にかかわらず職員の給与との権衡を考慮して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第16条の2 第4条、第5条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

以下省略

第7条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(1週間の勤務時間)

第2条 1 省略

2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用

第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第8条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。

2 省略  
以下省略

第6条関係

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

(臨時職員等の給与)

第16条 臨時的に任用された者及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、前各条の規定にかかわらず職員の給与との権衡を考慮して支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第16条の2 第4条、第5条及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

以下省略

第7条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(1週間の勤務時間)

第2条 1 省略

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短

された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

### 3 省略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより、前条の勤務時間についてその割振りを行うものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### 第4条 1 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の性質により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

### 第5条～第12条 省略

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 省略

時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

### 3 省略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより、前条の勤務時間についてその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### 第4条 1 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の性質により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

### 第5条～第12条 省略

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員  
20日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 省略

<p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 8 条関係</b> 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第 3 条～第 10 条 省略</p> <p>(育児部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 11 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員)をいう。以下同じ。)を除く。)とする。</p> <p>(育児部分休業の承認)</p> <p>第 12 条 育児部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 9 条関係</b> 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(職員の派遣)</p>	<p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 8 条関係</b> 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 16 号)第 4 条の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第 3 条～第 10 条 省略</p> <p>(育児部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 11 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員)をいう。以下同じ。)を除く。)とする。</p> <p>(育児部分休業の承認)</p> <p>第 12 条 育児部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 9 条関係</b> 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(職員の派遣)</p>
--	--

<p>第2条 1 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>3 省略 以下省略</p> <p><b>第10条関係</b> 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</u>を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>以下省略</p> <p><b>第11条関係</b> 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第8条 1 省略</p>
--

<p>第2条 1 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年羽曳野市条例第16号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>3 省略 以下省略</p> <p><b>第10条関係</b> 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</u>を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>以下省略</p> <p><b>第11条関係</b> 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第8条 1 省略</p>
--

<p>2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、<u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>が、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>第 9 条～第 15 条 省略 (給与の減額)</p> <p>第 15 条の 2 1 省略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項に規定する部分休業又は修学部分休業(当該職員が修学のため、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))若しくは<u>高齢者部分休業(当該職員が当該職員の定年から 5 年を超えない範囲内で減じた年齢に達した日以後の日から定年退職の日までの間において 1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)</u>をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間 1 時間につき、管理者が定める勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第 15 条の 3～第 17 条 省略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第 18 条 第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>以下省略</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、<u>地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>が、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>第 9 条～第 15 条 省略 (給与の減額)</p> <p>第 15 条の 2 1 省略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項に規定する部分休業又は修学部分休業(当該職員が修学のため、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間 1 時間につき、管理者が定める勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第 15 条の 3～第 17 条 省略 (<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第 18 条 第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p> <p>以下省略</p>
--	--